

整理番号	1-5-5-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所費		
年 月 日	平成30年5月1日	金 額	40,324 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借。	
使 途	5 月分の賃借料	
政務活動・ 県政との 関連性		
《領収書貼付枠》	<p>ご利用明細票 毎度ご利用いただきありがとうございます。 CASH SERVICE 三島信用金庫 日付：取扱金庫店番 通 番 30年05月01日1506022サ-1926 金融機関番号 □ 座 番 号 [Redacted] お取引金額 万円 千円 500円 100円 50円 お取引内容 お引出 二千円 10円 6円 1円 手数料 ¥648 通振員 お取引金額 時刻 08:53 ¥80,000* 説明コード お取引後残高 スルガ銀行 お受取人 本店営業部 普通 0000846193 カ.カワニシ様 ご依頼人 ミヤサワ マサミ様 055973-2554 92-247</p>	

按分の理由 政務活動及び後援会活 動に使用する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	80,000 円 振込料 648 円	1/2 %	
			40,324 円

整理番号	1-5-5-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	平成30年5月1日	金額	26,730円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	5月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

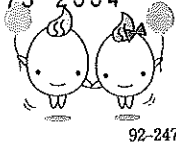
《領収書貼付枠》

ご利用明細書
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
CASH SERVICE **三島信用金庫**
 日付 取扱金庫店番 通番
 30年05月01日 1506022サ-1927
 金融機関番号 口座番号

お取引金額	万円	千円	10円	5円	1円
お取引内容	お引出				
手数料	¥648	過帳員	お取引金額		
時刻	08:54	¥52,812*			
説明コード	お取引後残高				

三菱UFJ銀行
 日本橋中央支店
 当座 0000112746
 お取引人 オリックスクレジットウシヤ(カ)様

ご依頼人
 ミヤサワ マサミ様
 055973-2554



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動に利用	52812円	1/2	26,730円
	振込料 648円	%	

整理番号	1-5-5-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	三島緑の会 年会費		
年月日	平成30年5月1日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	環境保全活動の一環として植樹や花壇整備活動などを通して、自然環境の保護に努める。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ● モンゴルでの植樹活動 ● 東北被災地での植樹活動 ● 富士山での植樹活動 ● 研修会の開催 ● その他 ボランティア活動
政務活動・県政との関連性	植樹等の活動を通して、自然環境保護を大切にする機運を醸成し、静岡県への施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

記帳簿を訂正した場合は、その箇所を訂正して捺印してください。

口座記号番号	0083024	振込人	宮沢正美 様
加入者名	特定非営利活動法人三島緑の会	金額	41,000円
郵便番号	205151	日附印	30-05-01
支店		郵便局	三島郵便局
備考	(23004) N94250004		

この受領証は、大切に保管してください。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (事業計画書)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する年会費	10000円	100%	10000円

「第4号議案」平成30年度事業計画(案)について

(1) 第14次緑の協力隊派遣について

第14次緑の協力隊については、8月~~24~~^{23日(水)}から27日(月)に中国内蒙古自治区恩格貝「クブチ沙漠」へ派遣、三島の森を中心に植樹活動を行います。今回は、静岡空港発着で実施する予定です。

なお、参加者の数によって今回も山梨県富士吉田市「アミダ隊」との合流を検討いたします。

(2) 東北被災地へ植樹ツアー

第7回東北被災地へのミシマザクラ植樹ツアーについて、今後、日本沙漠緑化実践協会と協議した上、検討いたします

(4) 富士山植樹への参加

富士山植樹と下刈りについては、毎年参加していくなかで、当会活動の一環として定着しています。今年度も4月29日(土・昭和の日)に植樹活動が計画され、多くの参加者があることが期待されます。

(5) 花植え活動への参加について

三島市「水と緑の課」による市内花壇整備事業には、「三島緑の会コーナー」で年2~3回ボランティアで参加して行きます。

(6) 協賛ボランティア活動について

今年度も、楽寿園で雪あそび等のボランティアについて、要請を受けて参加します。

他のボランティア活動も理事会で検討いたします。

(7) 魅力ある活動作り

今後、魅力ある活動作りについて、引き続き理事会で検討します。

(8) 会員間の親睦について

会員同士の親睦を図る目的の1つとして、総会后など年2~3回会員が一堂に集まり、交流会を行います。

(9) 会員拡大と財政強化について

今年度も、活動の広がり、財政強化のために、もう少し会員・賛助会員の増強を図ることが肝要です。

その方法としては、会員、賛助会員が口コミで勧誘していただくこと。三島緑の

会会報、広報、マスコミの活用、市内公的施設にパンフレットを置くこと、当会ホームページへの掲載、ホームページリンクの拡大などになっています。

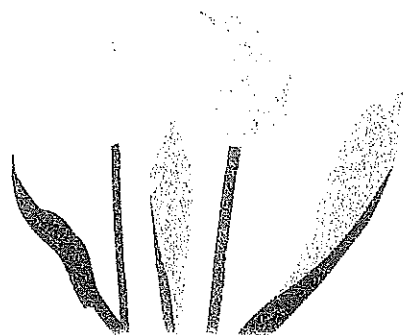
一方、財政強化のため、当会の事業をご理解いただき、団体、個人からの寄付金を期待します。そのためには、当会の事業を誠実に進めていくこと、事業の社会貢献性に共感を得ることが大切です。

(10) 各団体とのネットワーク作りについて

現在、三島市民活動センターで把握しているNPO・ボランティア団体は357団体(平成30年3月31日)となっていますが、今年度も、自主的組織の「三島市NPO・ボランティア連絡会」を中心に、これらの団体と機会あるごとに協力、協同を進めていきます。

また、連絡会が実施する講演会、交流会、フェスティバル等にもできる限り参加していきたいと考えます。

さらに、従来同様、富士山クラブ、三島市せせらぎ協同体事業への協力など行政を含め各組織と連携、協力を図ります。また、前項に掲げた富士山植樹ボランティア団体が行う諸活動に可能な限り参加、協力していきます。併せて、今年度も、商工会議所、ライオンズクラブ、かがやきネット、労働組合等との連携も機会あるごとに進めます。



「第5号議案」平成30年度収支予算(案)について

平成30年度事業計画を遂行するため、下記の収支予算(案)を提案いたします。

平成30年度予算(案)
平成30年4月1日～平成31年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	前年度決算額	増 減	備 考
1、会費収入	332,000	332,000	0	
正会員	300,000	300,000	0	10,000円×30名
賛助会員	32,000	32,000	0	8名 ^{7名}
2、寄付金	50,000	190,000	▲ 140,000	5名
3、事業収入	0	0	0	
協力隊参加費	0	0	0	
4、雑収入	2	183,002	▲ 183,000	
受取利息	2	2	0	預金利息
雑収入	0	183,000	▲ 183,000	
5、繰越金	219,177	357,360	▲ 138,183	前期繰越金
合 計	747,389	1,062,362	▲ 314,973	

支出の部

(単位:円)

1、事業費	408,000	600,415	▲ 192,415	備 考
協力隊助成金	60,000	90,000	▲ 30,000	協力隊6名(10,000円×6名)
協力隊交通費	60,000	90,000	▲ 30,000	協力隊6名(10,000円×6名)
協力隊雑費	60,000	90,000	▲ 30,000	朝食代6名(10,000円×6名)
富士箱根山麓植林派遣費	3,000	2,990	10	
会議費	50,000	55,548	▲ 5,548	
旅費交通費	100,000	133,000	▲ 33,000	東北ツアー等
通信運搬費	15,000	15,752	▲ 752	郵送料他
消耗品費	10,000	2,390	7,610	パソコンインク代等
雑費	20,000	90,735	▲ 70,735	
負担金	30,000	30,000	0	
2管理費	201,600	242,770	▲ 41,170	
会議費	50,000	61,925	▲ 11,925	交流会等
旅費交通費	600	600	0	
通信運搬費	25,000	21,002	3,998	ハガキ 切手等
消耗品費	15,000	9,353	5,647	用紙 インク代等
雑費	30,000	137,116	▲ 107,116	諸費用
支払手数料	3,000	2,774	226	振替手数料
負担金	10,000	10,000	0	協会10,000円 協賛金等40,000円
3、予備費	137,789	0	137,789	
4、繰越金		219,177	▲ 219,177	
合 計	747,389	1,062,362	▲ 314,973	

☆科目間の流用についてご承認ください。

整理番号	1-5-5-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【5月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1425

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

合算 (内、消費税等 (3.00%)) 2,850円
211円

フリカ有効期限 : 2019年 5月 1日

フリカ前回数 : 2,850円

フリカ利用金額 : 2,850円

フリカ今回数 : 0円

伝No: 10087 担当: 8800

7501000055378473-09544-00


売上 2018年 5月 1日 07:48

ミヤガワマツミ 様

〒422-7701 17-3266-40-00000-0000

出光ゼネクス P-7(内) 2850円

01200.00 0137.0



領収書

セルフレックス 三島

TEL 055-991-2077

株式会社松光石油

静岡県三島市谷田183-1

TEL 055-991-2077



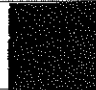
326640

※ 本簿保管上のお願ひ
財布・手帳等には喜んで保管感へ場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願ひいたします。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動	2850円	1/2	1425円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄


整理番号	1-5-5-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(聖教新聞)		
年月日	平成30年5月6日	金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集			
使途	4月分新聞代			
政務活動・ 県政との 関連性	国及び県・市町等他の自治体の情報を把握し、静岡県に反映させる。			
領収書	<p>販売店 池谷 弘 住所 駿東郡清水町伏見 169-16 TEL 055-972-2974 FAX 055-975-8383 お申込№ </p> <p>領収金額 ¥1,934</p> <p>領収日 5月6日</p> <p>2018年4月分</p> <p>ご購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。</p>			
	品名	定価(税込)	部数	金額
	聖教新聞	1,934	1	1,934

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動用資料	1934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

整理番号	1-5-5-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【5月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2529

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

領収書
 印紙
 326640

ゼンリン 1三島
 TEL 055-991-2077
 株式会社松光石油
 静岡県三島市谷田183-1
 TEL 055-991-2077

売上 2018年 5月 7日 10:35
 ミヤザワ マサミ 様
 〒417-3266 17-326640-00000-0000
 出光ゼンリン P-7(内)
 35.87L 0141.0 5058円
 01200.00

合計 5,058円
 (内、消費税等(8.00%)) 375円

フリカ有効期限: 2019年 5月 7日
 フリカ前残: 10,000円
 フリカ利用金額: 5,058円
 フリカ今回残: 4,942円

伝No: 10175 担当: 8800
 7501000055378473-09877-00

※ 本書保管上のお願ひ
 財布・手帳等にはさんで保管され
 場合は、印刷面を内側に折り保管を
 願ひいたします。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動	5058円	1/2	2529円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄

整理番号	1-5-7
------	-------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

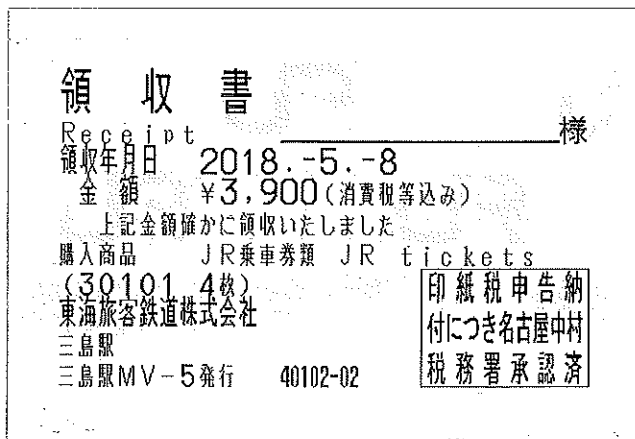
経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等諸費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月8日	金額	6430円

目的	所掌事務調査
用途	新幹線乗車券代 三島駅～静岡駅 往復 3900円 タクシー代 三島駅～自宅 2530円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

領収書

《領収書貼付枠》

- ・三島総合病院の周産期センターの運営について
- ・東部地区の医師確保について



2018年05月08日
 車番 002270 No.1583 000
 基本運賃 ¥2530
合計金額 ¥2530
 決済対象額 ¥2530
決済金額 ¥2530
 上記の通り領収致しました
 毎度御乗車
 ありがとうございます
 お忘れ物・お問い合わせは
 下記までご連絡下さい
伊豆箱根タクシー株式会社
 三島西若営業所
 静岡県東部地区
 共同配車センター
 電話
0120-75-1008

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	6430円	100%	6430円

整理番号	1-5-5-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	東京での研修旅費		
年月日	平成30年5月10日～平成 年 月 日	金額	10,210円

目的	第20期 自治政策講座受講		
使途	新幹線 三島駅～東京駅 往復	8,000円	
	タクシー代 三島駅～自宅	2,210円	
政務活動・ 県政との 関連性	別紙参照		

《領収書貼付枠》

領 収 書

Receipt 様

領収年月日 2018.-5.10

金額 ￥8,000 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(00553 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

三島駅

三島駅MV-7発行 10554-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書

2018年05月10日-017

車番 002015
 メーター運賃 ￥2,210円
 運賃料金計 ￥2,210円

合計 ￥2,210円

《お支払内訳》

現金支払 ￥2,210円
 毎度ご乗車ありがとうございます

ベルタクシー(株)

静岡県沼津市高島本町3-10



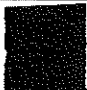
お車のご用命は

☎ 0120-27-2950

配車センター 055-926-2950

事務所 055-929-7707

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	10,210円	100%	10,210円

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年5月15日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 宮沢正美</p>						
目的	第20期 自治政策講座 in 東京					
年月日	平成30年5月10日					
場所	東京都新宿区市ヶ谷 「こほく21」					
内容	<p>1 行程 三島駅～東京駅～市ヶ谷駅(往復) 新幹線及び JR 三島駅～自宅 タクシー</p> <p>2 応対者</p> <p>① 第一講義 山崎史郎氏(NPO 法人地域ケア政策ネットワーク代表理事)</p> <p>② 第二講義 金井利之氏(東京大学大学院法学政治学研究所教授)</p> <p>3 聴取内容</p> <p>『縮小社会だからこそ必要な自治体の知恵』</p> <p>自治体は地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、持続可能な成長力を確保する必要がある。そのために自治体に取り組む課題は何か。また、生活基盤を支えるナショナルミニマムを国に求める自治体の役割について伺う。</p> <p>4 県政への反映</p> <p>1980年代以降の「家族の単身化」と1990年代以降の「雇用の非正規化」が複合的に作用して「地域の人口減少」が進行おり、この分野に於ける社会保障の充実が県政に求められていることを痛感した。そのためには、「地域共生社会」づくりに向け、多様な人々が、年齢・職種などを超えて「つながり、社会のなかで生き、認められる」ことを支援する施策の充実を図る必要がある。</p> <p>人口減少は、若年層の減少から始まり、高齢者の減少に転じる。地域ごとに10～20年の時差で進行し、そのスピードは時間か経つとともに加速していく。子どもや若年層の包括的なワンストップ支援体制を構築していきたい。</p>					

整理番号	1-5-5-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第20期自治政策講座 受講料		
年月日	平成30年5月10日~平成 年 月 日	金額	20,000円

目的	自治政策講座の受講
使途	受講料
政務活動・ 県政との 関連性	別紙参照

《領収書貼付枠》

領収証

青森県議会 宮沢 正美 様 No. _____

★ 20,000.-

但 第20期自治政策講座 in 東京 受講料として

2018年 5月10日 上記正に領収いたしました

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
イマジン第2オフィス
自治体議会政策学会
会長 竹下 謙

収入印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1097

按分の理由 政務活動に資する経費	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,000円	100%	20,000円

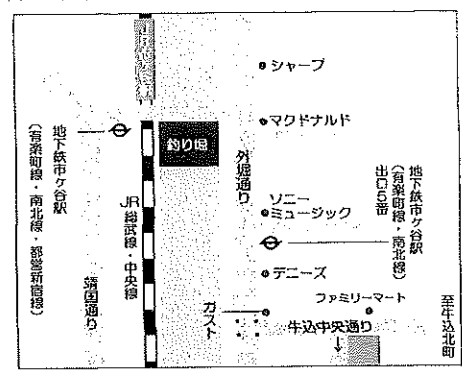
1-5-5-9

COUNCILORS' ORGANIZATION FOR POLICY ARGUMENT

自治体議会政策学会

縮小社会から持続可能な社会へ

小規模自治体の可能性



東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅
5番出口より徒歩1分
JR市ヶ谷駅より徒歩7分

日時 2018年5月10日(木)~11日(金)
場所 こくほ21
お問合せ 自治体議会政策学会事務局 TEL 03-5227-1827

人口減少・縮小社会時代にこそ自治体の存在が一層問われる。予算がないから削減・縮減といっても、住民の命や暮らしは守れるのか。地域の誇りは保つことができるのかなど地域の課題は重い。一方、自治体議会が住民や行政職員と手を携えて、すべての事業を見直すチャンスともいえる。今回の講座は、人口減少時代の求められる持続可能な地域づくりのアプローチとはどのようなものかを明らかにするプログラムです。

10:00(開場) 10:30 10:30

人口減少と社会保障—命を守る地域ケア政策推進の視点

山崎 史郎(NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事)

国家公務員として、介護保険の立案から施行まで関わったほか、若者雇用対策、生活困窮者支援、少子化対策、地方創生などを担当した。人口減少の問題と、社会的孤立や格差の問題は切り離せない関係にあり、対策も重なり合う面が多い。人口減少時代での社会保障の役割と求められる地域ケア政策について伺う。

高齢化・人口縮小社会のナショナルミニマムと支え合いの仕組み

金井 利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

自治体は地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、持続可能な成長力を確保することが必要となる。そのために自治体が取り組む課題は何かを伺う。また生活基盤を支えるナショナルミニマムを国に求める自治体の役割を伺う。

増える外国人と地域の活性化—国際化に対応する自治体政策

山脇 啓造(明治大学国際日本学部教授)

人口の大きな減少が見込まれる一方、グローバル化に対応した人材のニーズが今後ますます高まる。在日外国人の数は次第に増加することが予想される。21世紀の日本にとって、国籍や民族の異なる人々が共に生きる多文化共生社会の形成は大きな課題。多文化共生社会の形成に関する基本的な課題を明らかにして、国や自治体の果たすべき役割を伺う。

10:00(開場) 10:00 10:00

縮小社会の中で小規模自治体の可能性—市民と議会制度を使いこなす

今井 照((公財)地方自治総合研究所主任研究員)

地方自治や地方分権は当たり前の考え方になったが、果して自治体は私たちのものになったか。人口減少や地域コミュニティの再生など地方自治体が抱える課題をわかりやすく解説する。市民参加・協働で自治体を使いこなす視点や自治体議会的重要性を伺う。

農業における障害者就労の取組と地域連携—ユニバーサル農業の可能性

鈴木 厚志(浜松市ユニバーサル農業研究会/京丸園株式会社園主)

講師は、農業法人社長として障害者就労、農福連携の先鞭をつけながら地域でネットワークを作っている。農業者としてこれからの農業の在り方や障害者雇用のシステム、環境づくり、また農業の持つ力が人を癒し、地域活性化に役立っていることを示す取り組みを紹介する。浜松ではユニバーサル農業研究会を立ち上げた。全国で進むユニバーサル農業の可能性を伺う。

整理番号	1-5-5-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要謝辞等種費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	資料購入費		
年月日	平成30年5月10日~平成 年 月 日	金額	1800円

目的	書籍の購入
使途	書籍代金
政務活動・ 県政との 関連性	情報を収集し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

・「市民討議による民主主義の再生」 ベータ-C.ディネール著

領収証 宮沢正美 様 No. _____

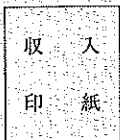
★ 1800-

但 書籍代金として 市民討議による民主主義の再生

2018年 5 月 10 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	



コクヨ ウケ-1097

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
イマジン出版株式会社
TEL03(3942)2520 FAX03(3942)2623

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	1800円	100%	1800円

整理番号	1-5-5-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月11日	金額	4960円

目的	所掌事務調査
使途	新幹線乗車券代 三島駅～静岡駅 往復 3900円 タクシー代 三島駅～事務所 1060円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

領収書

2018年05月11日

車番 001080 No.2439 800

基本運賃 ¥930

迎車料金 ¥130

合計金額 ¥1060

決済対象額 ¥1060

決済金額 ¥1060

上記の通り領収致しました
毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡下さい

伊豆箱根交通株式会社

三島営業所

静岡県東部地区

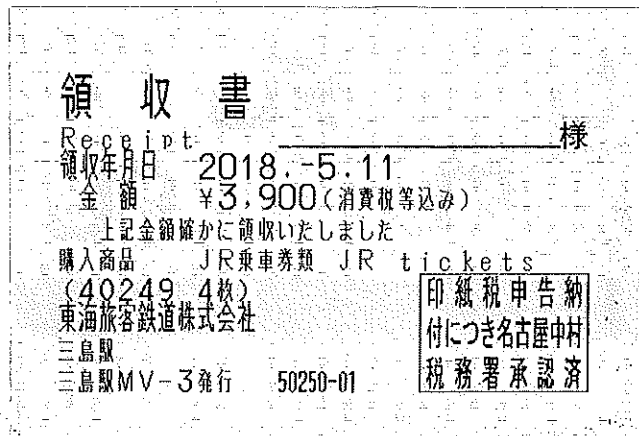
共同配車センター

電話

0120-75-0818

《領収書貼付枠》

・内陸フロンティア事業費の予算措置について、他



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	4960円	100%	4960円

整理番号	1-5-5-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料		
年月日	平成30年5月14日	金額	3874円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使途	4月請求分 電話代		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> ・使用料 8849円 ・オプション使用料 1020円×1.08 1101円 差引 7748円			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動に按分。	7748円	1/2	3874円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に



ご利用明細

2018年4月請求分



前月



次月

宮沢 正美様

金融機関

口座番号

振替予定日

2018年05月14日

料金コース等のサービス内容は下記TOKAIネットワーククラブホームページをご参照下さい。

<http://www.tnc.ne.jp>

ご請求額

¥8,849-

※上記金額を領収いたしました。

また、請求内容等でご不明な点がございましたら、こちらのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

料金に関するお問い合わせフォーム

ご利用品目	対象期間	単価	数量	金額
TNCHかり	2月	8,194	1	8,194
			合計	8,194
			消費税等	655
			ご請求額	8,849

※2014年4月以降のご利用分より消費税8%を適用いたします。

TOKAIネットワーククラブ

Copyright (c) TOKAI Communications Corporation. All rights reserved.



ホーム

TNChかり 明細

2018年4月請求分



前月



次月

契約ID	料金内訳	ご利用期間等	金額	税区分
	TNCヒカリ(ファミリー)ISP利用料	2018/02/01 ~ 2018/02/28	1,400	合算
	TNCヒカリ(ファミリー)回線利用料	2018/02/01 ~ 2018/02/28	5,000	合算
	2年バリューバック割引	2018/02/01 ~ 2018/02/28	-1,300	合算
(0559911818)	ヒカリ電話オプションバックプラン利用料		1,500	合算
(0559911818)	複数チャネル利用料	2018/02/01 ~ 2018/02/28	200	合算
(0559911818)	追加番号利用料	2018/02/01 ~ 2018/02/28	100	合算
(0559911818)	ユニバーサルサービス料		4	合算
(0559911818)	ヒカリ電話通話料(国内)		600	合算
(0559911818)	ヒカリ電話通話料(携帯電話等)		1,170	合算
(0559911818)	ヒカリ電話オプションバックプラン定額通話料割引		-480	合算
	合算消費税等相当額(8%)		655	
		合計	8,849	

<消費税の計算について>

消費税の金額は上記明細の税区分に応じて以下のとおり計算しています。

- ・合算: 該当項目を全て合計した上で、まとめて消費税を計算しています。
- ・個別: 各項目ごとに個別に消費税を計算しています。
- ・内税: 記載した金額の中に、消費税をあらかじめ含んでいます。
- ・非課税: 消費税が課税されないものです。

TOKAIネットワーククラブ

Copyrights (c) TOKAI Communications Corporation. All rights reserved.

整理番号	1-5-5-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(伊豆日日新聞)		
年月日	平成30年5月15日	金額	946円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4月分購読料
政務活動・県政との関連性	国及び県・市町等他の自治体の情報を把握し、静岡県の方針に反映させる

《領収書貼付枠》

領収証 No.

宮沢 正美 様

銘柄名	部数	金額	摘要
伊豆日日新聞	1部	946円	

2018年04月分購読料合計 946円

上記の新聞購読料(消費税含む)を2018年 5月15日領収致しました
 ※金額、月度等訂正したものは無効です。

IS 503662 / ISO 27001:2013

株式会社 三島新聞堂
 〒411-0036 静岡県三島市一番町15番23号
 ☎ 0120-884946 ☎ 055(975)3333(代)
 http://www.shimbundo.co.jp

ご購読ありがとうございます
 地区担当者は

 です

按分の理由 政務活動に関わる資料	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	946円	100%	946円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

整理番号	1-5-5-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

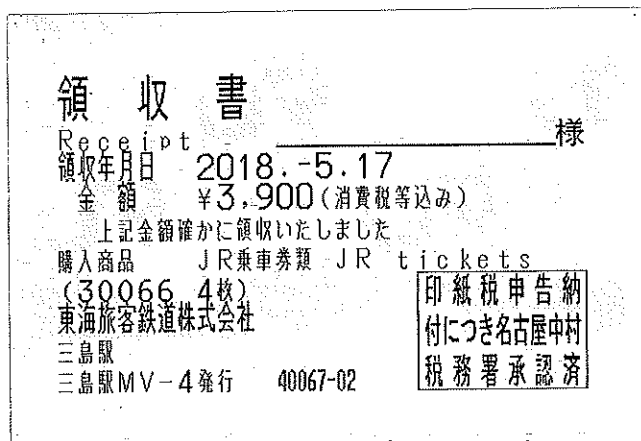
(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月17日	金額	4670円

目的	所掌事務調査
使途	新幹線乗車券代 三島駅～静岡駅 往復 3900円 タクシー代 三島駅～事務所 770円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

《領収書貼付枠》

- ・岡山県の調査について
 - ① 奈義町 ナギフトについて
 - ② 総社市 障がい者千人雇用について



領収書

2018年 05月 17日
 車両番号 0336
 運賃 ¥770円
合計 立替 ¥770円
 三島合同タクシー株式会社
 新宿営業所
 静岡県駿東郡清水町新宿189の1
 TEL:055-975-0337

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	4670円	/	4670円
		100%	

整理番号	1-5-5-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料(タブレット使用料を含む)		
年 月 日	平成30年5月17日	金 額	6005 円

目 的	調査研究など政務活動を行なうための通信手段
使 途	4月分利用料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> ・使用料 15660 円 ・オプション使用料及び契約手数料 (380+3000)円×1.08 3650 円 差引 12,010 円	

按分の理由 政務活動及び私用。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12010 円	1/2 %	6005 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に



411-0013
静岡県 三島市 三ツ谷新田 311

発行年月日 DATE OF ISSUE 2018年 5月 5日

お知らせ INFORMATION

1-5-5-15

宮沢 正美 様



03 30253353#-05A-T11M9AA

●ご請求金額確定お知らせメールのご案内

ご請求金額が確定したタイミングで、ご指定のEメールアドレスへお届けするお知らせメールのサービスはご存じでしたか?ご請求金額をメール本文に表示することもできます。ご利用設定は、「My au」→「ご請求金額」タブ→「請求関連のお手続き」→「ご請求」→「WEB de 請求書お知らせメール」から。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、お支払期日までに振込票によりお支払い願います。取扱金融機関でお支払いの場合、入金確認に1週間程度かかりますのでご注意ください。

ご請求年月 2018年 5月
MONTH OF ISSUE

ご利用年月 2018年 4月
BILLING PERIOD

お支払期日 2018年 5月25日
DUE DATE

ご請求金額 15,660円
TOTAL AMOUNT DUE

ご請求コード
CUSTOMER CODE

サービス別ご利用料金

au電話料金	15,336円
(内訳)	{ 13,736円
紙請求書発行手数料/その他料金	{ 1,600円
	324円
※うち消費税等	1,239円
(課税対象額は15,501円でした。)	
※au合計台数 2台	

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプ(コンビニエンスストア専用払込用紙)の請求書となる場合がございます。金融機関窓口でのお支払いをご希望の場合は、お客さまセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ先

お客さまセンター

受付時間 9:00~20:00(年中無休)

◆au携帯電話から 局番なし 157(無料)

◆一般電話から 0077-7-111(無料)

料金明細書

<凡例>税込または免税料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」

KDDI株式会社

宮沢 正美 様

ご請求コード： [REDACTED]

発行日：2018年 5月 5日

1頁

1-5-5-15

● a.u.電話料金 合計 15,336円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	13,736		
< 4月ご利用内訳 >	13,736		
▼プラン利用料	2,447		auお客様コード [REDACTED]
プランSシンプル WIN		2,790	4月 1日～ 4月27日(日割)
auピタットプラン(カケホ/V)		398	4月28日～ 4月30日(日割)
誰でも割+家族割		-1,545	
EZ WIN		270	4月 1日～ 4月27日(日割)
LTE NET		30	4月28日～ 4月30日(日割)
ダブル定額スーパーライト 定額料		334	定額対象通信料 3,780円未満につき 334円(日割) 定額対象：EZ・Eメールの通信
auピタットプラン(データ/V)		170	auピタットプラン(データ/V)(日割)
▼オプション使用料	X 380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/プランSシンプル WIN	6,881		
通話料		8,992	
SMS(Cメール)送信料		411	
家族割/SMS(Cメール)送信料		-18	対象SMS(Cメール)送信料を全額割引します。
誰でも割+家族割/通話料		-704	対象家族間通話を全額割引します。
無料通話料/通話料		-1,800	無料通話料は 1,800円です。(日割)
▼通話料/auピタットプラン(カケホ/V)	9		
通話料		380	
SMS(Cメール)送信料		9	
auピタットプラン(カケホ/V)割引額		-240	
誰でも割+家族割/通話料		-140	対象家族間通話を全額割引します。
▼バケット通信料/ダブル定額スーパーライト	0		
通信料/WIN		201	
ダブル定額スーパーライト無料通信料		-201	無料通信料であと 134円のご利用が可能でした。
▼手数料・諸費用	X 3,000		
契約変更手数料		3,000	WINからVoLTEへの変更手数料です。 1番号当たり 2円のご請求となります。
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(8%)	1,017		8%消費税の課税対象額 12,719円

auご利用月数は2018年 5月で19年 8ヶ月目です。
月中プラン変更により店頭ご案内時の料金と異なっております。

ご利用番号	1,600		
< 4月ご利用内訳 >	1,600		
▼プラン利用料	2,480		auお客様コード [REDACTED]
タブレットプランcp(2G・3年契約)		2,180	
LTE NET		300	
▼請求総額割引	-1,080		
毎月割/税込		-1,080	* 2020年11月ご請求分まで適用
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等(8%)	198		8%消費税の課税対象額 2,482円

auご利用月数は2018年 5月で 8ヶ月目です。

● 紙請求書発行手数料/その他料金 合計 324円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼窓口取扱手数料	300		
▼消費税等(8%)	24		8%消費税の課税対象額 300円

● 総合計 15,660円

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・内訳に「*」があるものは税込または免税料金等となり、消費税計算を分けて行っているため「消費税等」ならび「課税対象額」には含まれておりません。

整理番号	1-5-16
------	--------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【5月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1783

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

TEL 055-991-2077
TEL 055-991-2077

出光ゼネラル
25.29 L 0141.0 3566円
01200.00

合算 (内、消費税等 (8.00%)) 3,566円 (264円)

ツリカ有効期限 : 2019年 5月18日
ツリカ前回残 : 4,942円
ツリカ利用金額 : 3,566円
ツリカ今回残 : 1,376円

伝No: 10118 担当: 8800
7501000055378473-07868-00

※ 本簿保管上のお願ひ
財布・手帳等にはさんで保管願ひ
合は、印刷面を内側に折り保管を
願ひいたします。

発行 2018年 5月18日 22:15

株式会社松光石油
静岡県三島市谷田183-1
TEL 055-991-2077

セブン R1三島
TEL 055-991-2077

IDEMITSU 領収書 印鑑
326640

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動	3566円	1/2	1783円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄

整理番号	1-5-5-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成30年5月22日	金額	3915円

目的	事務を行うための文具等購入
使途	事務用品代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

- ・ホワイトペーパー
- ・インクカートリッジ
- ・ゼロテープ

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 22		11?
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0231	お引出し	¥7,722
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥108	1040 0050
お取引先 お名前 カシマエキネキ 当座 0001097 お名前 カシマエキネキ 様 お住所 カシマエキネキ 様 お電話番号 EL055-973-2554		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

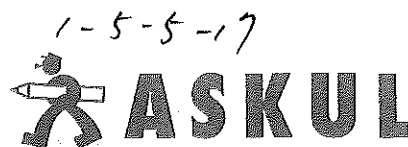
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動の按分による。	7830円	1/2	3915円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

アスクルご請求書

2018年05月10日締切分

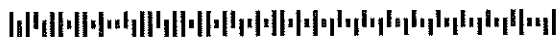
411-0841
静岡県三島市
南本町14-15



宮沢正美事務所

様

C1 071462# 00001/00001 [REDACTED] J AB

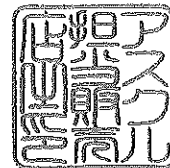


00089607 C11-U1

お問い合わせ番号 [REDACTED]

アスクル担当販売店
株式会社イナバ

静岡県駿東郡清水町
御団地235
2F



046003

TEL: 0559-72-2424

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 055-991-1818

FAX: 055-991-1828

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

7,722円

うち消費税等 (

572円)

お支払い日 ▶ 2018年05月25日

お支払い方法 ▶ 口座振込

お振込	金融機関	静岡銀行
	支店	三島駅北支店
	口座	当座 0001097

カ行

対象期間	2018/04/11 ~ 2018/05/10
当月お買い上げ金額	7,722円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリ
04/20 27237326					
701-777 スーパーホワイトJ A4 1セット(500枚入×3冊)	1	997	997		8.0
523-9161 VI インクカートリッジ BC-340 ブラック	1	1,831	1,831		8.0
523-9205 VI インクカートリッジ BC-341 カラー	1	2,057	2,057		8.0
813-5447 VI インクカートリッジ LC115M マゼンタ(大容量)	1	2,150	2,150		8.0
589-309 セロテープ(R) 18mm×35m CT405AP-18 1	1	687	687		8.0
	小	計	7,722	[REDACTED] 様ご発注分	

整理番号	1-5-5-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	平成30年5月22日	金額	6,534円

目的	ホームページによる、県政活動報告。
使途	ホームページの更新及び管理。
政務活動・ 県政との 関連性	県議会及び政務活動の報告をホームページに記載し、情報を広く県民に伝えると共に、様々な意見を頂き、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 22		112
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0231	お引出し	¥12,960
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥108	10390049
お振込先	ス`オカ	
	マツ`	
	普通 1215518	
	エ.テイ.イス タ`イヒョウ ニシノ	
	カス`モリ 様	
	ミヤサ`ワサミ 様	
	EL055-973-2554	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動	12,960円	1/2	6,534円
及び後援会活動	振込料 108円	%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

整理番号	1-5-5-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

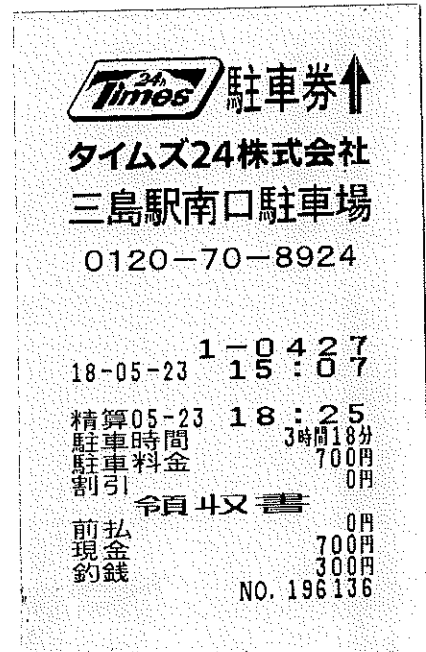
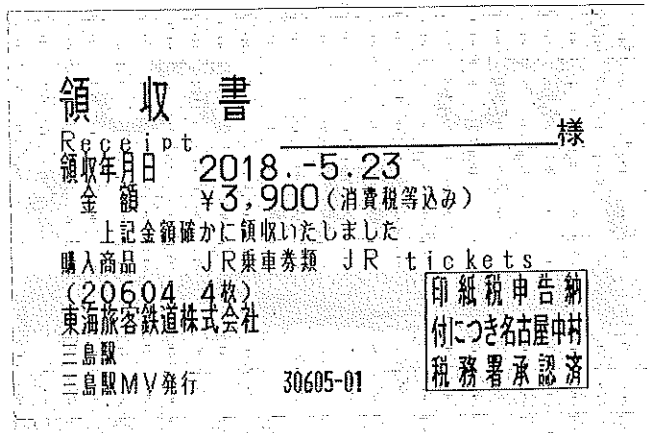
(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請謝辞費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月23日	金額	4,600円

目的	所掌事務調査
用途	新幹線乗車券代 三島駅～静岡駅 往復 3,900円 駐車場代 700円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

《領収書貼付枠》

・6月議会 質問項目打ち合わせ



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	4,600円	100%	4,600円

整理番号	1-5-5-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県自閉症協会年会費		
年月日	平成30年5月25日	金額	3000円

会の趣旨・目的	自閉症児・者に対する支援を行うとともに、自閉症に関する社会一般への啓発を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催 ・ 自閉症児・者の療育訓練 ・ 教育委員会等、関係機関との意見交換 ・ 情報誌の発行 ・ 世界自閉症啓発デーへの参加
政務活動・県政との関連性	研修会、意見交換会等での情報を基に県の施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、この箇所を訂正し郵送を併せてください。

口座振替 記号 008300	口座 記号 150776	加入者 静岡県自閉症協会	金額 千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 0 0	依頼人 宮沢正美 様	料 金	備考
			日 附 印 30-05-25 三島郵便局 (23004) N94180009	この受領証は、大切に保管してください。		

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する年会費	3000円	100%	3000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年5月8日

各位

静岡県自閉症協会
会長 津田明雄

会費納入のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当会へのご協力、ご尽力にお礼申し上げます。

本年度も早1ヶ月が過ぎました。当会も30年度総会に向け、今年度の事業に向け準備を始めていますので、昨年同様よろしくお願い致します。

さて、その活動の根源となる年会費をお願いいたします。振込用紙を同封しました、6月末までにお支払いいただければ幸いです。

事務手続き上、年会費の納入が御済みの会員様がおられますときは、ご了承ください。

以上

5/25
振済

定例会 月1回程度行う

学習会（講師：[REDACTED]

浜松市発達相談支援センタールピロとの意見交換会

保護者学習会（相談会）11月・12月の2会場にて行う

茶話会にて会員・非会員の参加を広める

新年会にて会員の親睦を行う

静岡県自閉症協会会則

（名称及び事務局）

第2条 この会は、静岡県自閉症協会という。

2 この会の事務局は、[REDACTED]に置く。

（目的）

第3条 本協会は、自閉症児・者に対する支援を行うとともに、自閉症に関する社会一般への啓発をはかり、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与することを目的とする。なお、当協会が支援および啓発の対象とする障害は広汎性発達障害とする

（事業）

第4条 この会は、目的を達成するため次の事業活動を行う。

1. 自閉症児・者に対する教育、福祉の充実を図るため、行政および関係機関に対して支援事業、施策の実施、予算措置などを行うよう働きかける。
2. 社団法人日本自閉症協会に参加し、連携して目的達成のため、各種活動を行う。
3. 自閉症児・者が適切な教育を受け、自立した生活を実現できるよう必要な社会資源の整備・充実を図るよう関係諸機関、団体、企業などに働きかけるとともに、当協会としても必要な取り組みを行う。
4. 自閉症児・者に対する適切な支援が行われるよう、人材の育成および知識の普及、啓発を行う。
5. 会員に対して有益な情報を発信する。このため会報「まど」を発行する。
6. 関係団体との連繋を図る。
7. その他この会の目的達成のため必要と認めた事業を行う

（会員）

第5条 本協会の会員は次の2種類とし、会員を本協会の構成員とする。

- (1) 会員 本協会の主旨に賛同し入会する個人および法人。
- (2) 賛助会員 本協会を賛助するため入会する個人および法人。

2 入会を希望するものは会長が別に定める申込書を提出するとともに、入会金および会費を納入するものとする。

（役員）

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名
専門部長	若干名

支部長 各支部に1名

第6条 支部長を除く役員は、総会において決定する。

- 2 会長は会務を統轄し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長は会長を助け、事務局を掌握する。
- 5 事務局次長は事務局長の任務を助け、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 会計は事務局長の任務を助け会計を担当する。
会計の住所は次とする。

- 7 専門部長は総会で決められた業務を担当する。

第7条 支部長は各支部の総会において決定する。

- 2 支部長は、この会の目的達成のため会務の執行を分掌する。
- 3 各支部には、各支部の総会において会全体の活動との連携および支部独自の活動を行うため、必要な役員を置くことができる。

第8条 会計監事は総会において選出する。

- 2 会計監事は会計を監査し、総会に報告する。

第9条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第11条 この会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は毎年1回以上開催し、予算、決算及びその他の重要事項の承認を受けるものとする。
- 3 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計及び支部長で構成し、必要に応じて会長が招集し、重要事項を審議する。

第12条 会議の議事は出席者の過半数をもって決める。

- 2 やむをえない事情があり総会を欠席するものは、委任状を提出し他の会員を代理人として評決を委任することができる。
- 3 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

(会計)

第13条 この会の経理は、入会金、会費及び助成金の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は会員一人当たり年間6,500円とする。

なお、7月1日以降に入会する者の当年度の会費は入会日に応じて次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| 7月1日から9月末日の間に入会する者 | 5,000円 |
| 10月1日から12月末日の間に入会する者 | 3,300円 |
| 1月1日から3月末日の間に入会する者 | 1,700円 |

- 3 賛助会員の会費は年間3,000円とする。
- 4 会費は、会計に納入する。ただし既納会費は返納しない。
- 5 7月末日までに会費の納入がない者については、退会として取り扱うことができる。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 この会則に定めるもののほか、会運営に関し必要な事項は総会において定める。

付則

整理番号	1-5-5-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	三島市観光協会 年会費		
年月日	平成30年5月25日	金額	5108円

会の趣旨・目的	三島市の観光産業の活性化をめざし、会員相互の交流を通して情報交換や連携の強化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ● DC キャンペーンへの対応 ● 2020 東京オリンピック・パラリンピックの対応 ● 広域観光の推進 ● 各種研修会、情報交換会の開催
政務活動・県政との関連性	魅力的な地域の観光資源の醸成に努め、静岡県内の優れた観光商品を開発することをことに繋げていく。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
CASH SERVICE **三島信用金庫**
 日付 取扱金庫店番 通番
 30年05月25日 15060223-0364
 金取掛国番号 口座番号

お取引金額	万円	五千円	千円	500円	100円	50円
お取引内容	お引出 二万円 10円 5円 1円					
手数料	¥108 通帳員		お取引金額			
時刻	11:33		¥5,000*			
説明コード	お取引後残高					

三島信用金庫
 お本店営業部
 普通 0000967021
 入シヤ)ミササワマサミ様

ご依頼人
 ミササワ マサミ様
 055973-2554

※ 添付書類

定款
 団体の会則



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	5108円	100%	5108円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

一般社団法人三島市観光協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三島市観光協会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県三島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、三島市及びその周辺における観光事業の健全な発展と推進及び観光資源開発の促進を図り、市民参加のもとに観光文化事業の振興と国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 観光資源の調査研究、保存並びに開発
- (2) 観光施設の改善と計画及びその促進
- (3) 観光施設及び物産の宣伝、紹介、斡旋、販売
- (4) 観光事業に関する情報の収集と提供
- (5) 観光事業による商業、農業、工業等の活性化対策
- (6) 内外観光客の誘致促進
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 関係団体との連絡協調
- (9) 都市整備及びまちづくり推進事業
- (10) その他本会の目的を達成するに必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告の方法は、電子公告とする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第6条 本会は、その機関として、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員)

第7条 本会は、三島市及びその近郊に事務所又は住所を有する団体、法人及び個人の会員をもって構成する。

2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 本会の目的に賛同し、その会員となるには、理事会が別に定める様式の申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第9条 会員は、本会の目的を達成するため、理事会が別に定める会費を支払わなければならない。

2 会費は、法人法上の経費とする。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める様式の退会届を提出することにより、いつでも退社（以下「退会」という。）することができる。

2 前項の退会届は、退会の効力発生日の1か月以上前に、本会に対して提出するものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、この限りではない。

(除名)

第11条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、もしくは本会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、法人法第49条第2項に定める会員総会の決議（以下「特別決議」という。）によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失及び退社)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を喪失し退社する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 1年以上会費を滞納し、期限を定めて督促しても支払わないとき。

- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、本会は、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所又は事務所その他法令の定める事項を記載した会員名簿を作成する。

- 2 会員名簿をもって、法人法上の社員名簿とする。
- 3 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所(会員が本会からの通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本会に通知した場合は、その場所又は連絡先)に宛てて発するものとする。

第3章 会員総会

(会員総会)

第15条 本会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時会員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 会員総会は、法人法上の社員総会とする。

(招集地)

第16条 会員総会は、本会の主たる事務所の所在地において招集する。

(招集)

第17条 会員総会の招集は理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会員は、本会の会員を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(議決権)

第19条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、その会員総会で議長を選出する。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名して押印のうえ、会員総会の日から10年間本会の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上7名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する

時までとする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了により退任した場合であっても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事として、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬は、常時勤務する場合に限り支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と、その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、相談役、顧問、参与)

第30条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長がこれを

委嘱する。

- 3 名誉会長及び相談役、顧問は本会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応じ、参与は本会の事業遂行に関する重要事項に関して意見を述べる。
- 4 名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第33条 理事会は、会長が招集し議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。この場合、議長はその理事会で選任する。
- 3 理事会は年3回以上招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事ならびに監事は、前項の議事録に署名又は記名して押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会において定める理事会規則による。

第6章 評議員及び評議員会

(構成)

第37条 本会に、理事会の諮問機関として評議員会を置く。

2 評議員会は評議員によって構成し、次の者を評議員とする。

(1) 理事

(2) 会長が指名し、理事会により選任された者

3 評議員の人数は30名以上50名以内とする。

4 評議員の任期については、理事の任期に関する規定を準用する。

5 第2項第2号の評議員は、理事会の決議によって解任することができる。

(機能)

第38条 評議員会は、次の事項を審議し理事会に答申する。

(1) 理事会、会員総会に提案すべき事項

(2) その他本会運営に関する事項

(招集及び議長)

第39条 評議員会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、各理事が招集することができる。

2 評議員会の議長は会長がつとめるものとする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、その評議員会で選任する。

3 評議員会は年3回以上開催する。

(決議)

第40条 評議員会の決議は、その決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 会計等

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及び収支予算案については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、その後最初に招集される会員総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員総会の承認を得られないときは、会長は、会員総会の承認を得られるまで、前年度の予算に準じた収入を得又は支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出については、その事業年度の収支予算案の承認を得る会員総会においてその承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類及び第1号から第3号までの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書
 - (4) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を法令にしたがい本会の主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第44条 本会は、剰余金の配当を行わないものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が解散し、清算をした結果残余財産がある場合は、その残余財産は、会員総会の決議を経て、次のいずれかに贈与するものとする。

- (1) 本会と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人
- (3) 国もしくは地方公共団体

第8章 委員会

(委員会の設置)

第46条 会長は、その諮問機関として委員会を設置することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長の他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、本会の庶務を統括する。
- 4 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、本会の庶務を処理する。
- 5 事務局職員は、会長が任免する。
- 6 前項に規定するもののほか事務局及び職員に関して必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第49条 本会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

静岡県三島市広小路町1番13号

設立時理事 大路 博

静岡県三島市加茂66番地の16

設立時理事 山本 良一

静岡県伊豆の国市南江間952番地の1

設立時理事 小田原 進

静岡県三島市三好町16番5号

設立時理事 西原 宏夫

平成30年4月2日

静岡県議会議員 宮沢正美様

一般社団法人三島市観光協会
会長 山形 武弘

平成30年度会費納入のお願い




陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、平素より当協会の事業・運営等につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成30年度の当協会会費につきまして、下記へご納入くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 会 費 5,000 円
2. 振込先
 - ・三島信用金庫本店
普通預金 □座番号 0967021
□座名義 一般社団法人三島市観光協会 会長 山形武弘
 - ・スルガ銀行三島セントラル支店
普通預金 □座番号 3083039
□座名義 一般社団法人三島市観光協会

上記の三島信用金庫かスルガ銀行へ4月25日までに、ご納入下さいますようお願い申し上げます。

整理番号	1-5-5-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---


支出証拠書 (自動車燃料代)

【5月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2554
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)			
<input checked="" type="checkbox"/> ※領収書による充当方式			
・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)			
・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。			議員氏名 ㊟

≪領収書貼付枠≫



領収書
IDEMITSU

326640

セルフレイ 三島
TEL 055-991-2077
株式会社松光石油
静岡県三島市谷田183-1
TEL 055-991-2077

売上 2018年 5月27日 17:31
ミヤサワマサミ 様
株式会社 17-326640-00000-0000
出光ゼアス P-7(内)
35.72 L 8143.0 5108円
01200.00

合計 5,108円
(内、消費税等(8.00%)) 378円


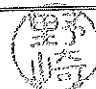
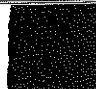
プリカ有効期限: 2019年 5月27日
プリカ前回残: 11,376円
プリカ利用金額: 5,108円
プリカ今回残: 6,268円

伝No: 10090 担当: 8800
7501000055378473-08325-00

※ 本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管
残く場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

按分の理由 政務活動及び後援会活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5108円	1/2 %	2554円

整理番号	1-5-5-24 Z3
------	-------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月28日	金額	4,900円

目的	所掌事務調査
用途	新幹線乗車券代 三島駅~静岡駅 往復 3,900円 駐車場代 1,000円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

《領収書貼付枠》

・6月議会 一般質問打ち合わせ

領収書 Receipt 様

領収年月日 2018.-5.28

金額 ￥3,900 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets (60538 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

三島駅 三島駅MV-5発行 00539-01

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

駐車券

GSパーク三島駅前

御利用頂きまして
ありがとうございます

18-05-28 1-0095
09:12

精算05-28 18:00

駐車時間 8時間48分

駐車料金 1,000円

割引 0円

領収書

前払現金 0円
現金 1,000円
約銭 0円

NO. 120123

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	4,900円	100%	4,900円

整理番号	1-5-5-2524
------	------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁での調査旅費		
年月日	平成30年5月29日	金額	4,900円

目的	所掌事務調査
使途	新幹線乗車券代 三島駅～静岡駅 往復 3,900円 駐車場代 1,000円
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策を調査し、実効性ある県政運営に努める。

《領収書貼付枠》

・6月議会 一般質問打ち合わせ

領 収 書

Receipt

領収年月日 2018.-5.29

金額 ¥3,900 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40088 4枚)

東海旅客鉄道株式会社
三島駅
三島駅MV-6発行 50089-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

様

駐車券

GSパーク三島駅前

御利用頂きまして
ありがとうございます

18-05-29 1-0138
11:41

精算05-29 17:22

駐車時間 5時間41分

駐車料金 1,000円

割引 0円

領収書

前払 0円
現金 1,000円
釣銭 0円

NO. 120315

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する経費	4,900円	/	4,900円
		100%	

整理番号	1-5-5-26 25
------	-------------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	岡山県視察 旅費及び宿泊費		
年月日	平成30年5月31日~平成30年6月1日	金額	60,710円

目的	地方創生事業及び障がい者雇用について		
使途	旅費及び宿泊費		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊費 16500円 (宿泊代金限有為) ● 新幹線及びJR運賃 31140円 ● タクシー代 13070円 合計60,710円			

按分の理由 政務活動に資する経費	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60710円	100%	60710円

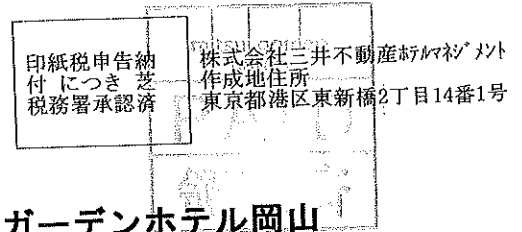
1-5-5-25

M053133219394

領 収 書

日付 2018/05/31
お名前 ミサワ マサ

様



金額 ¥17,000

三井ガーデンホテル岡山

MITSUI GARDEN HOTELS
〒700-0024 岡山県岡山市北区駅元町1-7
TEL. 086-235-1131
FAX. 086-225-8831
URL. http://www.gardenhotels.co.jp

上記金額確かに領収いたしました。
表示金額は消費税等を含んでおります。

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 000000号
2018年05月31日

乗車料金 ¥5700円
立替金 円

(現金・チケット・クーポン)
上記の通り正に領収致しました。

さくらタクシー(株)
津山市一方12
0868(22)1212

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 000000号
2018年05月31日

乗車料金 ¥5780円
立替金 円

(現金・チケット・クーポン)
上記の通り正に領収致しました。

さくらタクシー(株)
津山市一方12
0868(22)1212

領収書-No 117
窓口-No 3
駅-No 520102
領 収 書

宮沢 正美 様

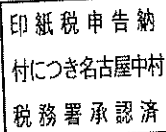
金額 ¥31,140円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年5月30日
東海旅客鉄道株式会社

利用いただきましてありがとうございます



三島駅

現金出納社員

領 収 書

2018年06月01日 -003

メーター運賃 ¥500円

合計 ¥500円

現金支払 ¥500円

車両番号 0806

毎度ご乗車ありがとうございます。

両備タクシーグループ

総社両備タクシー(株)

総社市井尻野714-2

0866-92-0381

領 収 書

2018年06月01日

車番 002240 No.7432 000

基本運賃 ¥1090

合計金額 ¥1090

決済対象額 ¥1090

決済金額 ¥1090

上記の通り領収致しました

毎度御乗車 ありがとうございます

伊豆箱根タクシー株式会社




三島西若宮営業所

静岡県東部地区

共同配車センター

電話

0120-75-1008

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 6 月 1 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議</p> <p style="text-align: right;">宮沢正美</p>						
目 的	<p>① 地方創生による地域振興について(岡山県奈義町)</p> <p>② 障がい者雇用の取組みについて(岡山県総社市)</p>					
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日～6 月 1 日					
場 所	岡山県奈義町役場及び総社市役所					
内 容	<p>1 行程</p> <p>5月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三島駅～岡山駅 (新幹線) ・岡山駅～津山駅 (JR 津山線) ・津山駅～奈義町役場(タクシー 往復) ・津山駅～岡山駅 (JR 津山線) 宿泊 <p>6月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山駅～総社駅 (JR 吉備線) ・総社駅～総社市役所(タクシー) 帰りは送迎あり。 ・総社駅～岡山駅(JR 吉備線) ・岡山駅～三島駅(新幹線) ・三島駅～事務所(タクシー) <p>2 対応者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈義町 中井正和氏(まちづくり戦略室 室長) 森安栄次氏(まちづくり戦略室 副参事) ● 総社市 西村佳子氏(福祉課課長) 中山知輝氏(福祉課係長) <p>3 聴取内容 別添資料</p> <p>4 県政への反映 別添資料</p>					

岡山県視察報告書

宮沢 正美

●地方創生による地域振興について(奈義町)

奈義町は、昭和 30 年に 3 村が合併して誕生した人口 6100 人という小さな町である。平成の大合併の際には住民投票により「合併しない」を選択した。町が独自の道を歩むために厳しい行財政改革を実施し、職員数や給与削減、議員定数の削減、公共事業の見直しなどに積極的に取り組んでいる。

平成 24 年には「子育て応援宣言」を行い、平成 17 年に 1.41 まで落ち込んだ合計特殊出生率が、平成 26 年には 2.81 と驚異的に回復、全国第 1 位となっている。

そうした背景から、ユニークな取り組みとして、地方創生交付金を活用し「ナギフト(NaGift)」制度をスタートさせ、まちの更なる発展を目指している。

ナギフト制度

◆目的 『町民と商店と行政が、ともに“まちづくり”に取り組む。』

- ①町民の健康づくりを応援する。
- ②町民の地域活動や社会参加を促す。
- ③子育て・教育・ひとづくりを応援する。
- ④町外のお金を町内へ呼び込む。

全町民にポイントカードを配布し、買い物や各種行事ボランティア活動への参加をした際ポイントが加算される仕組みで、ポイントによる買い物も可能とされている。

地方公共団体が、ポイント、電子マネー、プレミアム商品券の 3 つの機能を搭載したカードを発行することは全国初の取り組みと言われている。

県政への反映

全国各地で様々な地方創生交付金を活用した事業を展開しているが、新たな視点での事業展開に全国の注目が集まっている。首長の理解と職員の企画力の高さが創り上げたものであるが、静岡県の小規模自治体には多いに参考となる事例と考えられる。

静岡県の合計特殊出生率が 1.5 前後を推移しており、想像もできない子どもの出生率であるが、「子どもは 3 人」という文化が街に定着していた。単に子育て支援だけに特化するのではなく、総合的な戦略が必要なのであろう。町の魅力を磨き上げることが、人口減少対策にも、少子化対策にも繋がっていくという先進事例を静岡県でも体現させたい。

みらいを、振り起こせ
奈義町

まちづくり戦略室
室長

中井 正和
Masakazu Nakai

岡山県 奈義町役場

〒708-1392
岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1
tel 0868-36-4126 fax 0868-36-6771
masakazu_nakai@town.nagi.lg.jp
machidukuri@town.nagi.lg.jp

みらいを、振り起こせ
奈義町

まちづくり戦略室
副参事

森安 栄次
Eiji Moriyasu

岡山県 奈義町役場

〒708-1392
岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1
tel 0868-36-4126 fax 0868-36-6771
eiji_moriyasu@town.nagi.lg.jp
machidukuri@town.nagi.lg.jp

●障がい者雇用について(総社市)

『障がい者千五百人雇用』～岡山県総社市の挑戦

『千人雇用』という施策がどのように展開されているか興味をもって総社市を訪問したが、冒頭から『千五百人雇用と』と説明され大変驚いた。事業開始から6年で目標を達成、今年度から新たな目標に向かってスタートをきっていた。

障がい者が就労を通して、生きがいを感じながら安心して暮らせることのできる地域社会の実現に寄与することを目指した、市長の思い入れの強い施策であることを伺い知ることができた。

拠点となっているが『障がい者千五百人雇用センター』で、職員5名で登録者に対してマッチングから生活まで、マンツーマンでサポートを行うとともに、企業などの就労先へのアフターケアも担当している。

また、ハローワークとの連携も強固で、『就労支援ルーム』が設置され『福祉から就労』に向けワンストップで付き添い型の綿密な支援を実施している。

県政への反映

「全国屈指の福祉先駆都市」の実現は総社市のキャッチフレーズであった。市長が先頭に立って取り組んでる施策であり、首長のリーダーシップの在り様によって困難も克服できるという事例が参考となった。

静岡県の障がい者雇用施策は、課題も多く、実績も上がっていない。事業所や企業の障がい者雇用に対する理解を深めることと、困り感を持った人にワンストップで対応できる支援センターが必要不可欠であると痛感させられた。

障がい者一人ひとりが自立し、安心して暮らせる静岡県となるための施策を提案していきたい。

☺ 総社市役所
福祉課

課長
にしむらよしこ
西村佳子

〒719-1192
岡山県総社市中央一丁目1番1号
TEL (0866)92-8264
FAX (0866)92-8385
E-mail: fukushi@city.soja.okayama.jp

(写真は：堀本利子)



総社市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係



ゆるキャラグランプリ2016 全国3位
子育て王国そうじやキャラクター「チュッピー」
みんなにハッピーを届けます

係長 中山 知輝
NAKAYAMA TOMOKI

〒719-1192
岡山県総社市中央一丁目1番1号
TEL (0866)92-8269
FAX (0866)92-8385
E-mail: fukushi@city.soja.okayama.jp

総社市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係



ゆるキャラグランプリ2016 全国3位
子育て王国そうじやキャラクター「チュッピー」
みんなにハッピーを届けます

主任 三宅 弘倫
MIYAKE HIROMICHI

〒719-1192
岡山県総社市中央一丁目1番1号
TEL (0866)92-8269
FAX (0866)92-8385
E-mail: fukushi@city.soja.okayama.jp



社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

障がい者基幹相談支援センター長
障がい者千五百人雇用センター長
地域活動支援センター長

発達障がい支援
コーディネーター

山田 新二
(社会福祉士・精神保健福祉士)

〒719-1131 岡山県総社市中央一丁目1番3号
総社市総合福祉センター内
TEL0866-92-8578 FAX 0866-92-8284
http://www.sojasyakyo.or.jp
E-mail: yamada@sojasyakyo.or.jp

整理番号	1-5-5-26
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	臨時職員給与		
年月日	平成30年5月27日	金額	50,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用。																																										
使途	5月分給与																																										
政務活動・ 県政との 関連性																																											
≪領収書貼	<div style="text-align: center;"> <h3>ご利用明細票</h3> <table border="1"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>30-05-2823004</td> <td></td> <td>通帳電信振替</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N192</td> <td colspan="2">*100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>受取人名:</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>依頼人名:</td> <td colspan="2">ミヤザワ マサミ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ゆうちょ銀行</td> </tr> </table> </div>	お取扱日	店番	お取引内容	30-05-2823004		通帳電信振替	記号	番号		*****			取扱番号	お取引金額		N192	*100,000			残高					振替先			受取人名:			依頼人名:	ミヤザワ マサミ		今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	店番	お取引内容																																									
30-05-2823004		通帳電信振替																																									
記号	番号																																										

取扱番号	お取引金額																																										
N192	*100,000																																										
	残高																																										
振替先																																											
受取人名:																																											
依頼人名:	ミヤザワ マサミ																																										
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です																																											
ご利用いただきましてありがとうございました。																																											
ゆうちょ銀行																																											

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動及び後援会活動	100,000円	1/2	50,000円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

1-5-5-26

給料支払明細書

(2018年5月分)



殿

労働日数	自 5月 3日	至 5月 31日		
労働時間	時 分			
所定時間外労働	時 分			
支給額	基本給	100000		
	所定時間外賃金			
	家族手当			
控除額	交通費			
	合計	100000		
	健康保険料			
	介護保険料			
	厚生年金			
	雇用保険料			
控除額	所得税			
	住民税			
控除額	前払金			
	合計			
差引支給額		100000		

(事業所名)

係印

整理番号	1-5-5-27
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・宮沢 正美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用代		
年月日	平成30年5月28日	金額	89300円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用。
用途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

給料支払明細書 (2018年5月分)		労働日数 皇3月16日 17日 労働時間 94時00分 所定時間外労働 時 分	
		支給 基本給 89300 所定時間外賃金 家族手当	控除 健康保険料 介護保険料 厚生年金 雇用保険料 所得税 住民税
		係印	

按分の理由 政務活動専属	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	89300円	100%	89300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	火	7	7	政務活動費支出関係書類作成
2	水	7	7	政務活動費支出関係書類作成
3	木			
4	金	7	7	政務活動費支出関係書類作成
5	土			
6	日			
7	月	6	6	県政活動報告資料作成準備
8	火	3	3	県政活動報告資料作成準備
9	水	6	6	県政活動報告資料作成準備
10	木	3	3	県政活動報告資料作成準備
11	金	6	6	県政活動報告資料作成準備
12	土			
13	日			
14	月	7	7	県政活動報告資料作成準備
15	火	3	3	県政活動報告資料作成準備
16	水	6	6	県政活動報告資料作成
17	木			
18	金	6	6	県政活動報告資料作成
19	土			
20	日			
21	月	6	6	県政活動報告資料作成
22	火	3	3	県政活動報告資料作成
23	水	6	6	県政活動報告資料作成
24	木			
25	金	6	6	政務活動費支出関係書類準備
26	土			
27	日			
28	月	6	6	政務活動費支出関係書類準備
29	火			
30	水			
31	木			
計		94	94	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 5 月 28 日
会派・議員名 自民改革会議 宮沢正美



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [94時間00分] × 単価 [950円] = 89,300円

②総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。